

## 日本ボッチャ協会 会員登録（種別「審判員」）について

会員登録をされる際に、下記の事項にご留意いただき令和5年度の審判員登録をよろしくお願ひします。

- 会員登録について 【公認資格制度（別表1）参照】
  - ・種別「審判員」としての登録がない場合、現在お持ちの審判員資格は失効し、その後1年以上経過した場合、取得資格および級の取り直しとなります。
  
- 登録内容について
  - ・団体事務局（ご担当者）へ最新の登録情報をお伝えください。
  - ・メールアドレスは個別に変更連絡をいただいている場合も、団体による毎年度の登録内容に情報は更新されます。
  
- 登録メールアドレスについて
  - ・入力されたメールアドレスが登録されます。（入力ミスなどにより送信エラーとなり情報が送れない場合があります）
  - ・データファイル（大会や講習会で必要な資料はすべてメール添付）が添付できるアドレスをご利用ください。（PC推奨）
  - ・メールを一斉送信（Bccにて）することがあるため、迷惑メールに振り分けられることがあります。「迷惑メール設定」をご確認いただき、審判委員会メールアドレスの受信登録をよろしくお願ひします。
  
- 各種情報の入手方法について
  - ・大会、講習会等の情報は日本ボッチャ協会ホームページ、または登録メールアドレスへ届きます。
  - ・登録メールアドレスへ直接、届いた情報は第三者へ譲渡できません。また公開前の情報が含まれている可能性がありますので情報の公開（SNS、転送、他言など）はお控えください。
  
- その他
  - ・同じアドレスを複数名で共有された場合はメールシステム上、個人宛にメール送信できません。日本ボッチャ協会ホームページまたは、登録団体事務局（ご担当者）より情報を入手してください。

その他、ご不明な点がありましたらお問い合わせください。

一般社団法人日本ボッチャ協会 審判委員会  
メール：japanboccia.referee.committee@gmail.com